

軽費老人ホームA型のサービスの提供に要する費用に係る加算額等取扱要領

4 福保高施第 5 8 6 号

令和 4 年 7 月 8 日

最終改正 7 福祉高施第 8 1 8 号

令和 7 年 8 月 2 0 日

第 1 目的

この要領は、軽費老人ホームA型運営費補助要綱（平成 1 4 年 4 月 1 9 日付 1 4 福高施第 8 号。以下「補助要綱」という。）に規定する各種加算額の内容、算定方法等を定めることを目的とする。

第 2 民間施設給与等改善費

1 基本分

（1）対象施設

この加算の対象となる施設は、補助要綱に基づき、サービスの提供に要する費用補助の交付を受ける施設とする。なお、地方公共団体から指定管理等を受けて運営する施設及び地方公共団体が設置した施設の移譲を受けて運営する施設については対象とならないこと。

（2）加算額

職員一人当たりの平均勤続年数に応じて、「サービスの提供に要する基本額（月額）」に各月の初日に在籍する利用者数を乗じて得た額に、別表 1 の加算率を乗じた額とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

（3）算定方法等

「職員一人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うこと。

ア 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託医等臨時職員を除く。）とすること。ただし、常勤職員以外の者であっても、1 日 6 時間以上、月 2 0 日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなして算定すること。

イ 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて、下記に掲げる施設に限る。）における勤続年数を合算するものとする。

- ・社会福祉法第 2 条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。）、女性自立支援施設（旧名：婦人保護施設）、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所

- ・障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できるとされた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホーム

- ・児童福祉法第 1 2 条の 4 に定める施設

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

- ウ 職員一人当たりの平均勤続年数は、前記ア、イにより算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。
- エ 職員一人当たりの平均勤続年数の算定は、「民間施設給与等改善費基本分算定調書」（加算様式1）により、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないものであること。
- オ 新たに開所される施設における当該施設の職員一人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。

2 管理費特別加算

(1) 対象施設

この加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設の中から、東京都が指導検査結果、第三者評価結果、その他の調査結果等を勘案し、総合的に審査の上、他の施設に比較して特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等を加算対象施設として決定するものとする。

- ア 入所者処遇等が特に優良と認められる施設
- イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設
- ウ 地域の福祉向上のために特に評価に値する活動を実施している施設
- エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設
- オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設
- カ 上記のほか、特に必要があると認められる施設

(2) 加算額

前記(1)の施設に対し、「サービスの提供に要する基本額(月額)」に各月の初日に在籍する利用者数を乗じて得た額に、1%を乗じた額を加算する。

(3) 算定方法等

この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「民間施設給与等改善費管理費特別加算申請書」(加算様式2)に事業報告書及び事業計画書等、具体的内容・実施方法が分かる必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。

(4) 対象施設の選定方法等

- ア 本加算を適用する施設は、東京都内に所在する軽費老人ホームA型総数の3分の1を超えない範囲とする。
- イ 前記(1)アについては、東京都軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例(平成24年条例第114号。以下「条例」という。)、東京都軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例施行規則(平成24年規則第137号。以下「規則」という。)、東京都軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例施行要領(平成24年条例第114号。以下「施行要領」という。)に定めるサービスの提供に係る規定の範囲を超えて実施するもので、かつ、契約書や重要事項説明書等でその内容が確認できるものとする。ただし、規則第7条第5号又は第6号に定める費用の徴収を行う場合は、対象となら

ないこと。

ウ 前記（１）イについては、重度障害者等を施設の規模に応じて一定数以上受け入れ、かつ、介護や通院等に対し、特別な対応を行う場合に限り選定するものであること。ただし、規則第７条第５号に定める費用の徴収を行う場合は、対象としないこと。

なお、重度障害者とは、身体障害者障害程度等級表の１級又は２級の障害を有する者並びに３級の障害を２つ以上重複している者、重複障害者とは、視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又は咀嚼機能、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害のうち、２つ以上をあわせて有する者をいうものであること（障害者手帳の交付を受けている場合に限る。）。

エ 前記（１）ウ及びエについては、条例、規則、施行要領に定める地域との連携等の範囲を超えて、相当の規模及び頻度で計画的に実施するものであり、当該施設の事業計画書及び事業報告書によりその内容が確認できるものであること。

オ 東京都、区市又は関係団体等からの委託や補助を受けて実施するもの、並びに後記第５に定める施設機能強化推進費の加算を受けるものは対象とならないこと。

第３ 施設機能強化推進費

１ 対象施設

この加算の対象となる施設は、施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、次に掲げる対象事業を実施する施設であって、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

（１） 社会復帰等自立促進事業

ア 施設入所者社会復帰促進事業

社会で活躍している施設経験者やアルコール中毒から立ち直った者等を招き、社会復帰のための心構えや断酒のための生活方法等社会で自立生活を営むための必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより、入所者の社会復帰を促進する事業

イ 心身機能低下防止事業

地域の児童、学生、老人クラブの会員等を定期的に招へいし、入所者との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所者との対話、交流の機会を設けることにより、入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下防止等を図る事業

ウ 処遇困難事例研究事業

在宅の要介護者や認知症高齢者等の介護経験者を招き、近隣の施設の相談員、介護職員等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる事業

（２） 専門機能強化事業

ア 介護機能強化事業

居宅において、要介護者や認知症高齢者等を介護している家族等を対象として、介護方法等についての相談・指導を行う相談会や家族介護教室等を定期的に行う事業

イ 機能回復訓練強化事業

居宅において、要介護者や認知症高齢者等の介護に当たっている家族等を対象とし

て、機能回復訓練や補装具・自助具の装着等についての相談に応じ、指導することを通じて多様な需要や家庭の対応の実態等について把握し、知識を深める。また、在宅障害者等を招き入所者とともに訓練する機会を設け、相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る事業

ウ 技術訓練機能強化事業

在宅の老人、障害者等を対象として、技術習得の相談に応じ、指導することを通じて、多様な技術需要を把握し、入所者の訓練内容の充実、改善に資する。また、入所者との共同作業に参加させることにより、入所者と在宅の老人、障害者等相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る事業

(3) 総合防災対策強化事業

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。

2 加算額

前記1の認定を受けた施設に対し、別表2に掲げる額と対象事業に係る実支出額を比較して少ない方の額を加算する。

なお、上記により算定した加算額が10万円未満の場合は、交付対象外とする。

3 算定方法等

- (1) この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「施設機能強化推進費申請書」(加算様式3)に必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。
- (2) 加算の対象とする事業は、下記の要件を満たすものであること。
 - ア 入所者処遇の向上等、施設運営の充実強化に効果が期待できるものであること。
 - イ 相当の規模及び頻度で計画的、積極的に実施すること。
 - ウ 当該事業を実施する職員は、職員配置基準以外に配置された職員であること。
- (3) 当該加算額は、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)、役務費(通信運搬料)、旅費、謝金、備品購入費、原材料費、使用料及び賃借料、賃金(総合防災対策強化事業に限る。)及び委託費(総合防災対策強化事業に限る。)以外には使用しないこと。
- (4) 一つの施設で複数の対象事業を実施する場合は、原則として、いずれか一つの事業を選定して、加算の対象とするものとする。なお、特に優れた取組であって、一つの施設で複数の事業を加算対象とする場合の加算総額は、75万円を限度とする。ただし、前記1(1)及び(2)の事業のみを行う場合は年額50万円以内とする。
- (5) この加算に係る事業については、経理を明確に区分し、その実態を明らかにしておくとともに、当該事業の終了後、「施設機能強化推進費実績報告書」(加算様式3-2)により、東京都へ報告すること。

第4 入所者処遇特別加算

1 対象施設

この加算の対象となる施設は、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務について、高齢者

等を非常勤職員として400時間以上雇用する施設であって、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

2 加算額

前記1の認定を受けた施設に対し、加算対象職員の年間総雇用時間数に応じて、別表3に掲げる額を加算する。

3 算定方法等

(1) この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「入所者処遇特別加算申請書」(加算様式4)に必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。

(2) 「高齢者等」の範囲は次に掲げるものとする。

ア 当該年度の4月1日現在又は、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上65歳未満の者

イ 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)

ウ 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)

エ 母子家庭の母及び寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び寡婦)

(3) 加算の対象となる職員は、前記(2)の高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、次に掲げる者を除く者であること。

ア 勤務形態が、前記第2の1に定める民間施設給与等改善費基本分に係る加算率の算定の対象となる職員

イ 特定就職困難者雇用開発助成金等の補助の対象となる職員

ウ 職員配置基準上、非常勤職員の配置が想定されている職種(調理員等)の職員

エ 雇用形態が短期間で、かつ雇用予定が明確でない職員

(4) 規則第7条第5号又は第6号に定める費用の徴収を行う業務に従事する時間は、算定対象とならないこと。

(5) この加算を受けた施設は、「入所者処遇特別加算実績報告書」(加算様式4-2)により、東京都へ報告すること。

第5 特別運営費

1 対象施設

特別運営費の対象となる施設は、前記第2の1(1)の対象施設とする。

2 加算額

当該年度の4月1日現在(新たに開所される施設については開所日)の施設の定員規模に応じ、別表4の額を加算する。

3 対象経費等

特別運営費は、下記に掲げる経費を対象とする。なお、当該業務を法人本部で実施する場合は、施設会計から、本部会計へ繰り入れて支出できるものとする。

- (1) 利用者及びその家族に対する説明会等の開催に要する経費
- (2) 利用料改定に伴う利用料の契約更新時の説得等に要する経費
- (3) 利用者からの要請等により行う環境整備等に要する経費
- (4) 契約更新に係るトラブル等の対策費（弁護士の雇上費、利用料未納分への充当等）
- (5) その他施設の運営に要する経費

第6 処遇改善加算

1 対象施設

この加算の対象となる施設は、前記第2の1（1）の対象施設（定員の全てにおいて特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは除く。）のうち、次の（1）及び（2）の要件を満たす施設であって、職員の処遇改善に取り組む施設として、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかの要件を満たし、かつ、職場環境の改善など賃金改善以外の処遇改善の取組を実施していること。
 - ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と給与体系の整備をすること。
 - イ 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設けること。
- (2) 別表5第2欄に掲げる賃金改善の対象期間に賃金改善を行っており、当該施設の職員に引き続き支給していること。

2 加算額

前記1の認定を受けた施設に対し、当該軽費老人ホームA型において、賃金改善の対象となる介護職員数に、別表5第3欄に掲げる補助基準額を乗じて得た額を加算する。

3 算定方法等

- (1) この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「処遇改善加算申請書」（加算様式5）に「処遇改善計画書」等の必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。なお、処遇改善計画書は、以下を満たすものでなければならない。
 - ア 前記1（1）アについては、就業規則、給与規程等により、客観的に確認できるものであること。
 - イ 前記1（1）イについては、資質向上のための計画を策定するだけでなく、少なくとも、当該年度中に、研修の実施又は研修の機会を設けたことが確認できなければならないこと。
 - ウ 前記1（2）の賃金改善は、別表5第2欄に掲げる賃金改善の対象期間に行われたものであって、当該施設の職員に係るものでなければならないこと。なお、当該加算額を、法人の役員や主として法人本部の業務を行う職員の給与に充てることはできないこと。
 - エ 前記2で算定した加算額を上回る賃金改善を行うこと。また、加算額の3分の2以上の額を、ベースアップに相当する賃金改善額として、施設の職員に支給すること。
 - オ ベースアップに相当する賃金改善額とは、別表5第2欄に掲げる賃金改善の対象期間の前月と比較して増額された基本給又は毎月決まって支払われる手当に係る当該年

度中の合計額をいい、賞与等の一時金として支払われるものは含まない。

カ 決まって毎月支払われる手当は、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当をいう。なお、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当や、労働と直接的な関係が薄く、労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当、住宅手当等）は含まれないこと。

キ 法定福利費の事業主負担の増加分等、当該賃金改善に伴い発生した事務費等については、賃金改善に要した費用として算定して差し支えないが、ベースアップに相当する賃金改善額には含まれないこと。

ク 併設施設等との兼務を行っている職員の賃金改善額については、当該施設における勤務時間数又は業務割合等で按分した額を算定すること。

- (2) 加算の対象となる介護職員数は、別表 5 第 4 欄に掲げる基準月（当該月以降に開設した施設の場合は開設月）の常勤の介護職員数と非常勤介護職員の当該施設における勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務する時間数で除した常勤換算数（小数点以下の端数は切り捨てる。）の合計とする。ただし、定員の一部において特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設の場合は、介護職員の当該施設における勤務時間であっても、特定施設入居者生活介護を担当する勤務時間及び介護予防特定施設入居者生活を担当する勤務時間については、算定の対象とならないこと。

なお、介護職員であっても、「処遇改善計画」に記載する賃金改善の対象としない職員については、算定の対象とならないこと。

また、上記により算定した介護職員数について、欠員が生じた場合は、当該年度の各月の介護職員数（常勤換算数）の平均数（小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を、加算の対象となる介護職員数とする。

- (3) この加算の認定を受けた施設は、各年度の終了後、「処遇改善加算実績報告書」（加算様式 5-2）により、処遇改善の内容について、東京都へ報告すること。
- (4) 前記（3）の実績報告書により、認定を受けた加算の要件を満たさない事実が判明した場合等は、この加算の認定の変更や取り消しを行うものとする。

第 7 介護人材確保・職場環境改善等加算

1 対象施設

この加算の対象となる施設は、前記第 2 の 1（1）の対象施設（定員の全てにおいて特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは除く。）のうち、職場環境改善等に向けて、次の（1）から（3）までのいずれかの取組の実施を計画又は既に実施している施設であって、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

- (1) 職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

2 対象経費

この加算の使途範囲は、職場環境改善経費又は人件費に要する費用とする。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施する

ための研修費等の経費が含まれる。ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

3 加算額

加算額については、以下の（１）及び（２）の式より求めるものとする。

（１） 対象職員数（月平均）

各月の介護職員数（常勤換算数）から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算数）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める（小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。

（２） 加算総額（年間）

「対象職員数（月平均）」×54,000 円により、「加算総額」（年間）を求める。

4 算定方法等

（１） この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「介護人材確保・職場環境改善等加算申請書」（加算様式6）に必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。

（２） この加算の認定を受けた施設は、年度の終了後、「介護人材確保・職場環境改善等加算実績報告書」（加算様式6－2）に必要書類を添えて、東京都へ報告すること。

（３） 前記（２）の実績報告書により、認定を受けた加算の要件を満たさない事実が判明した場合等は、この加算の認定の変更や取り消しを行うものとする。

附則（令和4年7月8日付4福保高施第586号）

この要領は、令和4年4月1日より適用する。

附則（令和5年6月12日付5福保高施第600号）

この要領は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附則（令和6年3月29日付5福祉高施第1570号）

この要領は、令和6年4月1日より適用する。

附則（令和7年8月20日付7福祉高施第818号）

この要領は、令和7年4月1日より適用する。

(別表 1) 民間施設給与等改善費基本分の加算率

施設の 区分	職員一人当たりの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A	14年以上	16%	14%	2%
B	12年以上14年未満	15%	13%	2%
C	10年以上12年未満	13%	11%	2%
D	8年以上10年未満	11%	9%	2%
E	6年以上8年未満	9%	7%	2%
F	4年以上6年未満	7%	5%	2%
G	2年以上4年未満	5%	3%	2%
H	2年未満	3%	1%	2%

(別表 2) 施設機能強化推進費の加算額

区 分	1施設当たり加算単価（年額）
① 社会復帰等自立促進事業	300,000円以内
② 専門機能強化事業	150,000円以内
③ 総合防災対策強化事業	450,000円以内

(別表 3) 入所者処遇特別加算の加算額

年間総雇用時間数	1施設当たり加算額（年額）
400時間以上	435,000円
800時間以上	726,000円
1,200時間以上	1,016,000円

(別表 4) 特別運営費の加算額

定員規模	1施設当たり加算単価（年額）
10～19人	40,000円
20～29人	50,000円
30～39人	70,000円
40～49人	90,000円
50～60人	110,000円
61～70人	130,000円
71～80人	150,000円
81～90人	170,000円
91～100人	190,000円

101～120人	220,000円
121～140人	260,000円
141～160人	300,000円
161～180人	340,000円
181～200人	380,000円
201人～	420,000円

(別表5) 処遇改善加算の補助基準額等

1 区分	2 賃金改善の対象期間	3 補助基準額	4 基準月
第1期	令和4年2月から令和6年3月まで	月額 9,000円	令和4年4月
第2期	令和6年4月以降	月額 6,000円	令和6年4月

(注1) 第1期の加算の認定を受けている施設が、令和6年2月から令和6年3月までの間に賃金改善を行った場合は、第2期の対象期間に含むものとして差し支えない。

(注2) 新たに開設した施設については、同一法人が運営し同等の給与規程が適用されている軽費老人ホームA型が処遇改善加算の認定を受けている場合、又は同一法人が運営し同等の給与規程が適用されている介護サービス事業所が介護職員処遇改善加算を取得している場合に限り、開設月を基準月として認定の申請を行うことができる。